

ブリーフィング資料:いじめ問題の現状分析と対応策に関する多角的な検討

不登校支援コミュニティ「ハートスクール」による全体交流会の議事に基づき、いじめ問題の本質、実体験から得られる教訓、専門的な制度、および今後の対応策について、多角的な視点から合成・分析した調査報告書。

1. エグゼクティブ・サマリー

本資料は、教職員、いじめ当事者、教育心理学の専門家、支援者の4名による対話を要約し、いじめ問題の深刻さと解決への道筋を提示するものである。

- いじめの多様性と深刻度: 身体的暴力のみならず、所持品の窃盗・損壊、SNSを通じた精神的攻撃、障害を揶揄する差別的言辞など、多岐にわたる。これらは不登校には至らずとも、深刻な心身の不調(遅刻、自傷行為等)を引き起こす要因となる。
- 定義の変遷と現状: 文部科学省によるいじめの定義は、従来の「物理的攻撃」や「継続性」を重視するものから、平成25年の「いじめ防止対策推進法」を経て、「被害者が心身の苦痛を感じているもの」を基準とする「被害者視点」へと大きく転換している。
- 制度的対応の限界と必要性: 学校現場での「喧嘩(双方に責任がある)」としての処理がいじめを助長する恐れがある。学校側が機能しない場合に備え、第三者委員会(重大事態調査)の設置や外部の専門機関(弁護士、警察、医療)との連携が不可欠である。
- 今後の戦略: いじめを完全にゼロにすることは不可能であるという前提に立ち、「早期発見」と「証拠収集」による自衛、そしてSEL(社会性と情動の学習)やポジティブ行動支援(PBS)による組織的な予防体制の構築が急務である。

2. いじめの具体的な態様と心理的影響

当事者の実体験に基づき、いじめの具体的な形態を整理する。

2.1 物理的・心理的攻撃の事例

形態	具体的な内容
所持品の損壊・窃盗	キーホルダー等の紛失、靴の隠匿、表彰状や持ち物への落書き、トランプの損壊。

身体的暴力	隠れての殴打・蹴り、叩いて逃げる行為の反復、就寝中の物理的攻撃。
精神的・言語的暴力	「死ね」という暴言、障害を揶揄する差別用語(「新賞」等の蔑称)の使用。
集団内での疎外	授業中の特定の質問に対する拒絶、修学旅行等の宿泊行事での攻撃。

2.2 被害者の心身への影響

いじめは、登校は可能であっても深刻な内面的なダメージを及ぼす。

- 身体症状: ストレスによる頭部の掻きむしり(出血を伴うほど重篤な場合がある)。
- 行動変化: 現実逃避のための遅刻の増加、精神科受診の必要性。
- 長期的影響: 中学時代のいじめが一生の記憶(負の印象)として残る。

3. いじめの定義と法的枠組みの変遷

いじめの定義は、時代の要請に応じて「加害者側の意図」から「被害者側の実感」へと軸足を移してきた。

3.1 定義の歴史的推移

1. 昭和61年度(初期定義): 弱い者に対し一方的に継続して苦痛を与えるもの。
2. 平成6年度(転換期): 「いじめられた児童生徒の立場に立つ」という視点が追加。
3. 平成25年度(いじめ防止対策推進法): 「心理的または物理的な影響を与える行為」であり、被害者が心身の苦痛を感じているもの。攻撃の意図や継続性の有無は問われない。

3.2 「重大事態」と第三者委員会の役割

「重大事態」の疑いが生じた場合、教育委員会によって第三者委員会が設置される。

- 構成員: 教育学・心理学の有識者(臨床心理士、公認心理師)、弁護士、元警察官、福祉関係者。
 - 調査プロセス:
 1. 情報の整理と不足情報の特定。
 2. 被害者・加害者・保護者・学校への聞き取り(中立的な立場)。
 3. 学校内アンケートの実施(匿名調査)。
 4. 学校・教育委員会の対応の適切性の検証(記録の精査)。
-

4. 学校現場の課題と構造的要因

学校が適切にいじめに対処できない背景には、以下の要因が存在する。

- 「双方責任論」の誤謬：トラブルが発生した際、教員が「あなたにも原因がある」と指導することで、いじめが正当化されるケースがある。特に「一方的な攻撃」と「対等な喧嘩」の混同が、被害者を孤立させる。
- 認識の欠如：荒れた学校環境では、いじめが日常化し、教員が異常事態として認識できない、あるいは数人の加害者を罰することを回避する傾向（「被害者1人を助けるために加害者を罰するのが面倒」という心理的バイアス）が見られる。
- 組織的対応の遅れ：担任一人で問題を抱え込み、学年会議や学校全体での共有が遅れることが、事態を深刻化させる。

5. 予防と解決のための戦略的アプローチ

いじめ対策は「起きた後の対処」だけでなく、「平時の予防」と「被害者の自衛」の両輪で進める必要がある。

5.1 教育的予防アプローチ

- SEL(社会性と情動の学習)：感情の理解や表現方法を教え、相手の気持ちを推察するスキルを育てる。
- ポジティブ行動支援(PBS)：いじめにつながる行動を抑え、望ましい行動を促すための組織的な支援体系。
- ピア・サポート/ピア・メディエーション：子供同士が仲間として支え合い、居小座を自分たちで解決する手法。

5.2 被害者のための自衛・救済策

- 証拠の徹底収集：いじめの内容を記録し、録音や録画を行う。必要に応じていじめ探偵や専門家に証拠収集を依頼することも検討に値する。客観的な証拠は学校や教育委員会を動かすための最も強力な武器となる。
- 外部窓口の活用：学校が機能しない場合、教育委員会の窓口、市の相談窓口、NPO、文部科学省、厚生労働省、医療機関(精神科・内科等)へ速やかに相談する。
- 環境の変更：いじめそのものをなくすことは困難であるため、自分に合った環境を求めて移動することも有力な選択肢である。

6. 総括と提言

本分析により、いじめは個人の性格の問題ではなく、集団の構造と制度的対応の不備によって深刻化することが明らかになった。

1. 「いじめはゼロにならない」という認識の受容: いじめをゼロにできないからこそ、起きた時に決して見逃さない、迅速に組織で対応する体制を平時から構築しておく必要がある。
2. 被害者へのエンパワーメント: 1人の大人が否定しても諦めず、手を差し伸べてくれる他者や組織を探し続けることの重要性を周知する。
3. 教職員の組織的行動: 教員は個人の能力で解決しようとせず、組織として(学年会議、対策委員会等)速やかに事案を共有し、専門家の知見を仰ぐべきである。

いじめ問題は、単なる子供同士のトラブルではなく、法と制度に基づく迅速かつ厳正な対処が必要な「人権問題」として捉え直さなければならない。